

「80%ルール」に関するQ&A

Q 1：なぜ「80%ルール」の再設定が必要なのか？

A： 畜産基金が通常補填金の交付を借入金により実施する場合、その後の通常補填積立金の一部を借入金の返済に充てることになります。

この返済財源を確保していくためには、その後の契約数量を維持していくことが重要であり、そのためには借入金により通常補填金の交付を受けた生産者の方々の継続加入が必要です。

畜産基金では、令和4年度において通常補填交付財源の不足により、26億63百万円の借入れを実施したことから、令和5年度の数量契約から「80%ルール」を“再設定（令和元年度以来）”し運用しています。また、令和5年度においても、通常補填交付財源の確保のため新たな借り入れ（5億97百万円）を実施いたしました。

従いまして、「80%ルール」は借入金が完済されるまで継続設定されるルールとして、**令和8年度数量契約に対しても適用します。**

なお、上記に記載した借入以降、現在に至るまで通常補填交付財源の確保のための新たな借入れは実施されておりません。

Q 2：他基金も「80%ルール」を継続設定するのか？

A： 全農基金・商系基金も「80%ルール」を継続設定します。

Q 3：「80%ルール」の計算はどの年度の契約数量を対比するのか？

A： 比較対象する年度（契約数量）は、借入金による通常補填金の交付を実施した直近の2ケ年度（契約数量）とします。

その直近2ケ年度の1年度目を“基準年度”とするため、**令和8年度に対する“基準年度”は令和4年度（1年度目）**となります。

従って、令和8年度契約数量に対する「比較対象年度」の契約数量は“基準年度”である令和4年度契約数量と、2ケ年度目となる令和5年度契約数量になります。

※ 仮に、令和7年度においても、借入金により通常補填金の交付が実施された場合、令和8年度契約における“基準年度”は令和5年度となり、2ケ年度目が令和7年度となります。

また、令和 7 年度において、借入金による通常補填金の交付がなかった場合、令和 8 年度契約における“基準年度”は令和 4 年度、2 ケ年度目も令和 5 年度のままととなります。

なお、令和 5 年度の新規加入生産者（以下の「※」生産者を除く）は、令和 5 年度契約数量を“基準年度”契約数量とします。

※ 令和 5 年度において事業継承（譲渡譲受）等により新規就農（親族継承による新規就農含む）された生産者（譲受者）においては、基金加入契約及び令和 5 年度数量契約も前加入者（譲渡者）の契約を継承されていると判断し、“基準年度”は令和 4 年度とします。

Q 4：どのような場合に返還請求するのか？

A：従来からの経営（飼養）を継続しているにもかかわらず、「合理的な理由」なく当年度（令和 8 年度）契約数量が“基準年度”（令和 4 年度）契約数量の 80% 以下となったケースの生産者に返還を請求します。

《下表参照》

	契約数量の減少理由	返 還 請 求
令和 8 年度契約数量 > 令和 4 年度契約数量×80% (80%超の場合)	—	無 し
令和 8 年度契約数量 ≤ 令和 4 年度契約数量×80% (<u>80%以下</u> の場合) または契約未継続の場合	廃 業	無 し
	飼養規模の縮小	無 し
	畜産基金 ⇄ 他基金 (全農基金・商系基金) 転入・転出移動	三基金合計 80%超の場合 無 し
	合理的ではない理由	有 り (請求する)

Q 5：基準年度の契約数量対比が「80%ちょうど」の場合はどうなるのか？

A：80%ちょうどの場合でも返還対象となるので、“基準年度”（令和 4 年度）の契約数量を少しでも上回る数量の契約をお願いします。

Q 6 : 「80%ルール」の設定はいつまで続くのか？

A : 借入金の返済が完了（完済）するまで継続されます。
(現時点の見通しでは、令和 5 年度の借入れ分を含めた完済予定年度は令和 11 年度です。)

Q 7 : 「80%ルール」による返還金額はどのように算定されるのか？

A : (例) 令和 8 年度契約数量 = “基準年度” (令和 4 年度) 契約数量 × 60%
になった場合

令和4・5年度第●四半期 補填単価		令和4・5年度 第●四半期 補填対象数量	令和4・5年度 第●四半期 補填財源ごとの補填金額	返 還 請 求 金 額
(積立財源)	2,000円/トン	100トン	200,000円	0円
(借入財源)	1,000円/トン		100,000円	100,000円×40% = 40,000円
通常補填	3,000円/トン		300,000円	40,000円
緊急補填	2,000円/トン		200,000円	0円
合 計	5,000円/トン		500,000円	40,000円

Q 8 : 「合理的な理由」は『確認書』の提出のみで承認されるのか？

A : 『確認書』の他、以下のとおり合理的な理由を証明する書類 及び 確認が必要となります。

(1) 廃 業 = 廃業証明書

なお、当年度（令和 7 年度）内の廃業予定であれば、会員（農協等）代表者による廃業予定証明書、並びに 廃業後の廃業証明書

(2) 飼養規模縮小・経営形態（畜種）変更による契約数量減少

= 『確認書』の備考欄にその旨を記載

(3) 基金間移動 = 移動先（転出先）の契約書（写）

④ ア. 上記（1）（2）：『確認書』の申請どおりに実行（実施）されていない状況、実行（実施）したが未達のままで経過している状況などが、後年を含め確認された場合、遡及し当該年度における返還を請求します。

イ. 上記（3）：基金間移動後の三基金（畜産基金・全農基金・商系基金）契約

数量合計が“基準年度”契約数量合計の 80%以下の場合（後年確認された場合を含む）、当該年度における返還を請求します。

- ウ．上記（２）： 契約数量「０頭」を含め当年度契約数量の減少が「飼養頭羽数の減少割合」や「畜種変更（酪農→和牛・肥育→育成）による減少状況」に見合わない申請と判断された場合、「**合理的な理由**」とは認めません。

Q 9：『確認書』の提出はどのようにするのか？

A： 以下の点について注意願います。

- （１）『確認書』には 申請者（返還対象加入生産者）の印、加入団体（農協等）の長の押印が必要です。
- （２）『確認書』は「原本」を畜産基金へ提出してください。
（コピー・FAX等の提出は不可です。）
- （３）令和 7 年度契約において『確認書』を提出した加入生産者の内、令和 8 年度契約も 継続契約（加入）される全ての生産者（「基金間移動」による転入・転出者を含む）は、令和 8 年度においても『確認書（令和 8 年度版）』を提出してください。
なお、令和 7 年度に廃業された生産者の『確認書』の提出は不要です。
また、令和 7 年度（上期・下期）において全量他基金へ移動（転出）した生産者の『確認書』の提出も不要です。

Q10：廃業（予定）生産者には「80%ルール」を適用した返還を求めないのか？

A： 廃業（予定）生産者には基金契約の継続を求めることはできませんので、「80%ルール」による返還請求はしません。
しかしながら、「確認書」により廃業申請（廃業予定申請）が承認された“返還対象外”生産者においても、当年度の廃業が確認されなかった場合、返還請求を行います。

Q11：返還金の未返納者が廃業した（廃業していた）場合、どのように対応するのか？

A： 未返納者リストから削除します。

ただし、当未返納者の廃業を証するため、所属していた会員（2・4号会員）代表者の押印にある『廃業証明書』を1号会員を通じて、畜産基金へ提出してください。

なお、当未返納者の廃業は明かであるが、所属していた会員（2・4号会員）代表者の『廃業証明書』の発行が出来ない場合、1号会員代表者による『廃業証明書』の提出により対応します。

Q12：借入れを実施したことによる利息負担はあるのか？

A： 借入利息の負担はありません。

利息負担は、（独）農畜産業振興機構（ALIC）が実質負担し、安定機構を通じ借入

先金融機関（市中銀行）へ支払います。

Q13：借入金の返済に充てるため、令和 6 年度から積立金単価が値上げされたが、今後、積立金単価の値上げはあるのか？

A：通常補填交付財源の積み上げと、借入金の返済遅延を回避すべく、令和 6 年度から積立金単価が値上げされました。今後の情勢を見通すのは難しいですが、交付もない状況が続いていることから、これ以上の値上げの可能性は少ないと考えています。

Q14：今後も、配合飼料価格は高止まりし、補填金の交付は止まるという憶測もあるが、安定基金制度に継続加入することにどのようなメリットがあるのか？

A：以下の事項を参考に継続加入のメリットをアピールしてください。

- （１）今後の世界情勢や気候変動が不透明な中、更なる飼料価格高騰が起きることは十分に考えられ、生産費（経費）の急上昇を抑制できる。
- （２）過去 30 年間の補填金交付額は、生産者負担金を上回る額で交付されており、特に第 1 5 基本契約 4 ヶ年間（令和 3～6 年度）においては、既に生産者負担額の 9.7 倍以上の補填金（通常・異常・特別・緊急補填金等）が交付されている。
- （３）従来からの基金制度（通常補填・特例補填）とは異なる新たな補助金（特別補填金・緊急補填交付金）等の交付を受けるルートを確保できる。
- （４）継続加入により、令和 5 年度からの補助事業参加条件として設定される安定基金制度への継続加入要件（クロスコンプライアンス）をクリアすることができ、国等が実施する補助事業に参加できる。

Q15：返還金の返還に応じなかった場合はどうなるのか？

A：請求された返還金が返還されない場合、「80%ルール」が終了しても当基金、他基金を含め、安定基金制度への再加入はできません。

Q16：「クロスコンプライアンス」は継続するのか？

A：令和 5 年度から再設定された 国や（独）農畜産業振興機構（ALIC）が実施する補助事業（畜産関連対策事業等）に参加する生産者への基金制度の加入要件化「クロスコンプライアンス」は令和 8 年度も継続される予定です。

＊農水省：「配合飼料価格安定制度におけるクロスコンプライアンスについて」より

従って、基金に未加入の生産者は、国やALICが実施する補助事業（畜産関連対策事業等）への参加が不可となることも継続となります。

Q17：『基金間移動』について、今後どうなるのか？

- A：① 畜産基金は、従来どおり全農基金・商系基金との『基金間移動』を行います。
- ② 全農基金 ⇄ 商系基金 の間の『基金間移動』については不明です。

Q18：商系基金は“分割補填”を継続しているが、今後、畜産基金の交付はどうなるのか？

- A：現時点において、畜産基金は“分割補填”の考えはありません。

以 上